

2016年10月21日

各位

STOP！辺野古新基地建設！大阪アクション
共同代表 陣内恒治

沖縄高江・辺野古に機動隊派遣について、違法・不当な派遣の中止勧告を求める住民監査請求を呼び掛けます

高江では、6都府県から派遣された機動隊員500名が、米軍ヘリパット建設工事に反対する住民・市民等を弾圧する違法・不当な行為を行っています。

請求の要旨は、このような機動隊員の違法性のある行為は許されず、大阪府警の警察官への俸給支払いは、違法・不当な公金の支出にあたるので、監査委員は、大阪府公安委員会に、機動隊員の派遣を中止するよう勧告を求める、というものです。

沖縄から奪った土地に新たな米軍基地建設を強行するために大阪からわざわざ機動隊を派遣しなければならないのか。機動隊の行為は、警察法2条（以下引用）、憲法15条（公務員の本質）に違反しています。国家権力が力づくで反対運動を弾圧することは許されません。高江で起こっている警察の弾圧行為に対して、大阪にいる私たちは、住民監査請求という形で抵抗したいと思います。よって請求者および賛同いただける個人・団体を広く募集します。

請求者：大阪府内に居住する個人（住所があれば未成年、外国人も可）

賛同：個人、団体（大阪府内外を問いません）

応募要領：近日中にブログ等にアップします。

警察法第二条

（警察の責務）

第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

以上